



大和町で簡易水道を利用できる地域が広がります

5月から大和町内で新たな水道管の供用を開始し、簡易水道を利用できる地域が拡大します。この機会に安心・安全でおいしい水道水への切り替えをご検討ください。

供用開始日 5月17日(火)

費用 表1のとおり

※申請時に加入金と設計審査手数料、工事完了検査後に完成検査手数料が必要です。

表1 費用(例:口径20mmの場合)

| 加入金 | 設計審査手数料 | 完成検査手数料 |
|----------|---------|---------|
| 129,600円 | 1,500円 | 1,500円 |

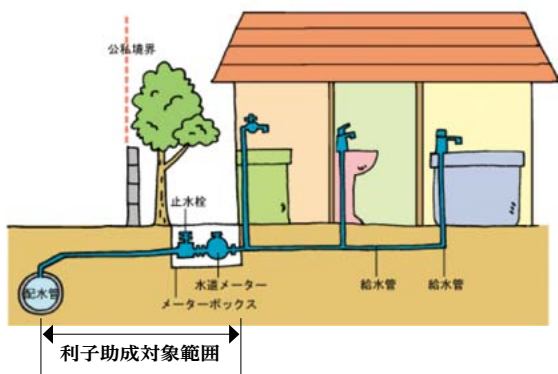
※3月1日現在。

久井・大和町での簡易水道接続工事で

融資の利子助成が受けられます

4月から久井・大和町で、簡易水道への接続工事のため、金融機関から融資を受けた人に、利子分の金額を助成します。

対象者 久井・大和町内で簡易水道へ接続するために給水装置工事を実施し、指定の金融機関から資金の融資を受けた人



給水開始区域図



申し込み 3月10日(木)から市が指定する給水装置工事事業者へ

※詳しくは水道部工務配水課、水道部ホームページで確認してください。

助成対象となる工事の範囲 道路内にある配水管の分岐からメータボックスまで

助成対象融資額 1件につき10万円以上200万円以内

助成期間 融資を受けた月の翌月から最長120月以内

利用可能な金融機関 JA三原久井中央支店・久井出張所、JA広島中央大和支店、両備信用組合久井支店

※申し込み方法など、詳しくは問い合わせてください。

☎水道部工務配水課(給水工事について)

☎0848・64・2294

水道部管理課(利子助成制度について)

☎0848・64・2242

市議会定例会の日程(予定)

次の日程で、市議会定例会の開催が予定されています。

市議会は公開しています。傍聴は当日、議会事務局で受け付けます。

定員 本会議 45人

各委員会 5人程度

※定員を超えた場合、入場できないことがあります。

| とき | 内容 |
|--------------------|-----------|
| 1日(火) 13時～ | 本会議:開会 |
| 2日(水)～4日(金) 10時～ | 常任委員会 |
| 7日(月) 10時～ | 補正予算特別委員会 |
| 9日(水) 10時～ | 本会議:総括質問 |
| 10日(木) 13時～ | |
| 11日(金) 10時～ | 予算特別委員会 |
| 14日(月)～18日(金) 10時～ | |
| 23日(水) 14時～ | 本会議:閉会 |

☎議会事務局

☎0848・67・6138



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

マイナンバーカード(個人番号カード)を交付します

申請者にマイナンバーカード(個人番号カード)を交付します。準備が整った人には順次、交付通知書を送付します。

交付日時 平日8時30分～17時15分、13日(日)8時30分～16時30分

※木曜日の窓口延長に伴う交付はありません。

交付場所 交付通知書に記載された窓口

※交付場所は住所で異なりますので、よく確認してください。

受け取ることができる人 申請者本人

※申請者が15歳未満、または成年被後見人の場合は法定代理人の同行が必要です。

※申請者が病気や障害などのやむを得ない理由により、受け取りが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。詳しくは交付通知書で確認してください。

用意する物 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード

(持っている人)

個人番号カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードです



▲個人番号カードイメージ

個人番号カードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に名前、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真などが表示されます。

市民課

0848-67-6047

災害に強いまちをめざして

いのちを守る防災体験
くわたくしにもできる

参加者募集

参加費無料

とき 6日(日)10時～12時15分

※受け付けは10分前まで。

ところ 三原駅前市民広場

※雨天の場合は市民ギャラリー(ペアシティ三原西館2階)。

内容 災害ボランティアセンターの体験、各種防災

体験、子ども

防災体験、炊

き出し体験な

ど

用意する物 動

きやすい服装

主催 三原市防

災ネットワーク



自主防災組織をつくりましょう

あなたのまちでも、自主防災組織を設立し、災害に強いまちづくりを推進しましょう。

自主防災組織とは?

自主防災組織は、「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」という意識から、住民同士が協力し、自主的に地域での防災活動を行う組織のこと

です。

設立時の助成制度

自主防災組織の新規設立にともない、活動に必要な資機材の整備・購入について、加入世帯数に応じた助成制度があります。新規設立を考えている町内会や自治会の皆さんはご相談ください。

災害情報伝達用屋外スピーカーの一斉放送テストを実施

市では今年度、災害が発生した際に市民の皆さんへ情報を伝達するため、市内58カ所に屋外拡声子局(屋外スピーカー)を新設しました。

運用開始に当たり、一斉放送テストを実施します。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

とき 8日(火)16時20分

ところ 市内

全域

※スピーカー

の設置場所な

ど、詳しくは

危機管理課へ

問い合わせ

ください。



危機管理課

0848-67-6066



住民異動などの届け出は忘れずに

就職や転勤など住民異動の多い時期です。住所などを異動したときは、住民異動の手続きと併せて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要です。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、保険証など)を持参し、市民課、または各支所地域振興課へ

※同一世帯以外の方が代理人として届け出をする場合は、委任状と印鑑が必要です。



| 異動の種類 | 届け出に必要な物 |
|--|---|
| 転出(市外への引越し) | 届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人 |
| 転入(市外からの引越し) ※住み始めた日から14日以内に届け出をしてください。 | 届け出に来た人の印鑑 転出証明書……………前住所地の市区町村で発行 (県内からの転入)後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 (県外からの転入)後期高齢者医療負担区分等証明書……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書……………要介護の認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 住基カード……………前住所地でカードの交付を受けている人 マイナンバーカード、通知カード……………カードの交付を受けている人 在留カード(旧外国人登録証)または特別永住者証明書……………外国人住民 |
| 転居(市内の引越し) ※転居した日から14日以内に届け出をしてください。 | 届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 住基カード……………カードの交付を受けている人 マイナンバーカード、通知カード……………カードの交付を受けている人 在留カード(旧外国人登録証)または特別永住者証明書……………外国人住民 |
| 世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出をしてください。 | 届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入世帯 |

※住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書などは、自動交付機(市役所本庁北側出入り口)や保健福祉課(サン・シープラザ3階)でも発行しています。なお、自動交付機を利用するには、暗証番号を登録した市民カードが必要です。

市民課(市役所本庁1階) ☎0848・67・6047、本郷支所地域振興課 ☎0848・86・1111、久井支所地域振興課 ☎0847・32・7111、大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222

引っ越しが決まったら水道部へ届け出を

水道部管理課
☎0848・64・2243

| 異動の種類 | 届け出る内容 |
|------------------|--|
| 市内での転居 市外への転出 | お客様番号、現住所、名前、引っ越しする日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。 |
| 市外からの転入 | 新住所、名前、電話番号、使用を開始する日 |

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号 0123-045678-01

設置場所 方書 用遠 口径 メーター番号

お客様番号

検計日 月 日

今回指針 m³

前回指針(一) m³

旧メーター水量(十) m³

今回ご使用水量 (前年同期水量) m³

予定水道料金・予定下水道使用料

請求月 年 月 年 月

引っ越しが決まったら、早めに水道部に連絡してください。連絡がないと、使用していても基本料金がかります。※水道部ホームページからも手続きができます。

表 1

| 異動の種類 | | 届け出に必要な物 |
|---------|----------------------------|--|
| 国保に加入する | 他の市区町村から転入したとき | 印鑑、他市区町村の転出証明書、マイナンバー |
| | 職場などの健康保険をやめたとき | 印鑑、健康保険をやめた証明書、マイナンバー |
| | 職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき | 印鑑、被扶養者でなくなった証明書、マイナンバー |
| | 子どもが生まれたとき | 印鑑、母子健康手帳、マイナンバー |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 印鑑、生活保護廃止通知書、マイナンバー |
| | 外国籍の人が加入するとき | 在留カード、マイナンバー |
| 国保をやめる | 他の市区町村へ転出するとき | 印鑑、保険証、マイナンバー |
| | 職場などの健康保険に加入したとき | 印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)、マイナンバー |
| | 職場などの健康保険の被扶養者になったとき | 印鑑、保険証、喪主の通帳、喪主が分かる書類、マイナンバー |
| | 被保険者が死亡したとき | 印鑑、保険証、喪主の通帳、喪主が分かる書類、マイナンバー |
| | 生活保護を受けるようになったとき | 印鑑、保険証、生活保護決定通知書、マイナンバー |
| | 外国籍の人がやめるとき | 保険証、在留カード、マイナンバー |
| その他 | 転居したとき | |
| | 世帯主が変わったとき | 印鑑、保険証、マイナンバー |
| | 世帯を分けたり、一緒にしたとき | |
| | 子どもが修学のため、別に住所を定めるとき | 印鑑、保険証、在学証明書など、マイナンバー |
| | 保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき | 印鑑、使えなくなった保険証、マイナンバー |

※保険証は、運転免許証など官公庁が発行した写真付き証明書で本人と確認できる場合にのみ、窓口で交付します。それ以外は郵送します。

国保だより



加入者みんな健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病气やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

国民健康保険の手続きには
マイナンバー(個人番号)が必要です

国民健康保険の手続きでは、届出書

や申請書にマイナンバー(個人番号)の記載と本人確認が必要です。
手続きには「世帯主」と「対象となる

人」両方のマイナンバーが必要です。

加入・脱退の手続きは早めに

国保への加入・脱退などの手続きは、世帯主または同じ世帯の世帯員による届け出が必要です。

表1に当てはまるときは、14日以内に市民課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課で手続きをしてください。

医療費通知の送付月を変更

平成28年度から、医療費通知の送付月が、5・8・11・翌年2月に変更されます。

国民健康保険課

☎ 0848・67・6050

税制収納課(保険税の納付について)

☎ 0848・67・6035

市民税課(保険税の税額について)

☎ 0848・67・6031

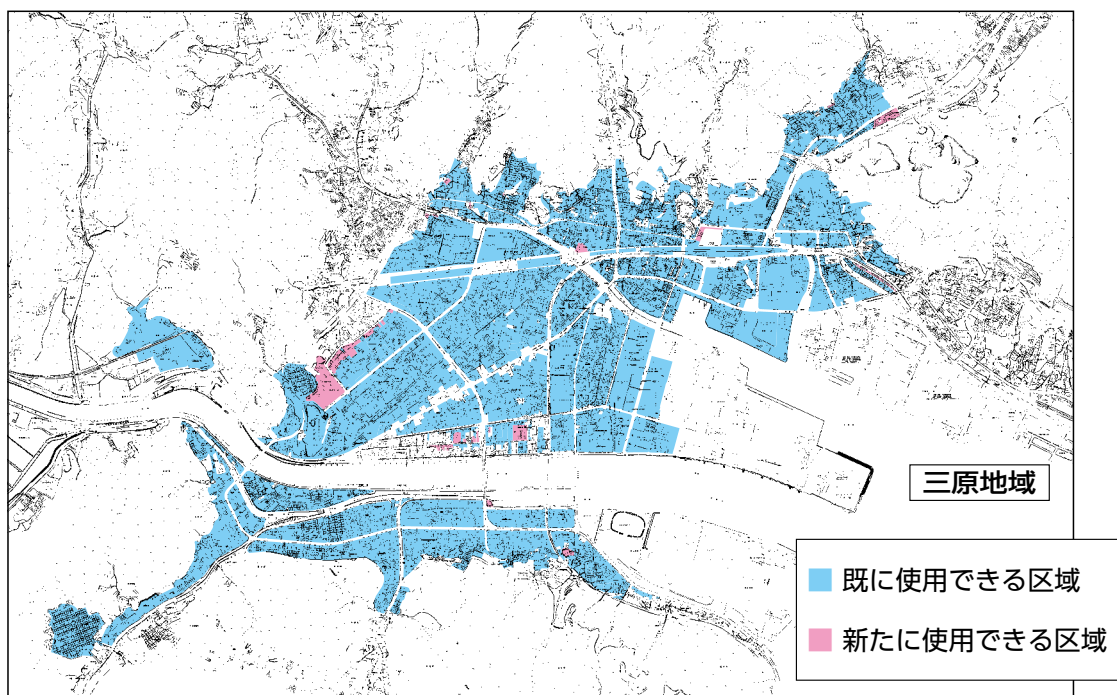
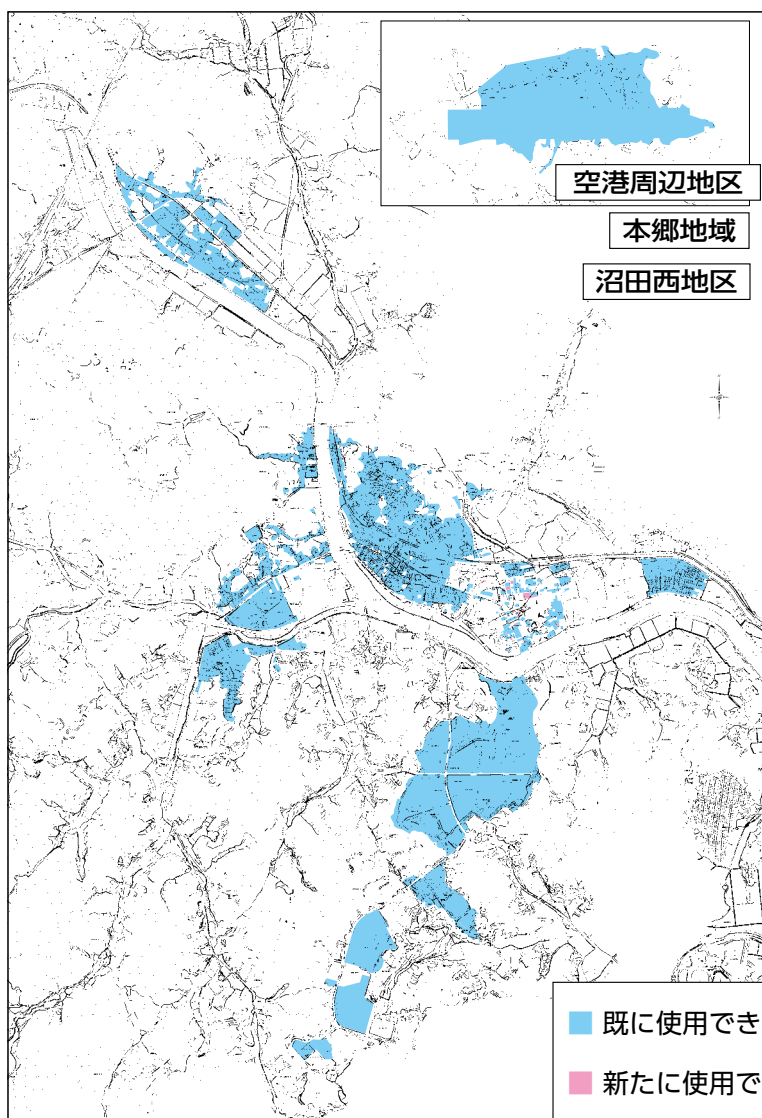


公共下水道を利用できる区域が 広がります

— 区域内の人は接続しましょう —

今月31日(木)から、図の■の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。使用可能区域の中で、公共下水道に接続している世帯は、1月現在で約80%です。

公共下水道に接続すると、悪臭や害虫の発生が防げ、衛生的で快適な生活ができるだけでなく、地域の生活環境の向上、川や海の水質保全にもつながります。※供用開始から3年以内に接続する人は、融資あっせん制度が利用できます。詳しくは、下水道整備課にお問い合わせください。



旭町二丁目、中之町一・二丁目、館町二丁目、本町一・三丁目、西町一丁目、宮浦一・五丁目、皆実五・六丁目、西宮一・二丁目、頼兼二丁目、和田二丁目、本郷南三・四丁目のそれぞれ一部地域

● 新たに使用可能となる区域(約11ヘクタール、331世帯、658人)

下水道整備課 ☎0848・67・6049

観光写真コンテストの入賞者が決定

先月18日、第8回観光写真コンテストの公開選考が行われ、入賞者が決定しました。今年のコンテストには、県内外から205人、合計519点の応募がありました。三原の四季と城下町のテーマのもと、色鮮やかな紅葉や情緒あふれる城下町の風景など三原の魅力を収めた力作の中から、大賞など20点が選ばれました。

入賞者は次のとおりです。(敬称略)

大賞・全日本写真連盟賞

「春花火」西垣正明(尾道市)

撮影日 平成27年4月

撮影場所 白竜湖(天和町和木)



金賞 「滑走路には出発便」加島 武(竹原市)



銀賞 「だるま行列」
西原良典(館町)



銀賞 「呉線、新型車両」
平方和夫(世羅郡)



銅賞 「晩秋のせせらぎ」
小西善徳(尾道市)



銅賞 「古城の石垣は今」
も 藤田昇(福山市)



銅賞 「仏通寺冬景色」
神原正臣(沼田東町)

入賞作品の展示

入場料無料

とき 3月20日(日)～3月25日(金) 10時～18時
ところ 市民ギャラリー(ペアシティ三原西館2階)

観光課

☎0848・67・6014

入選Ⅱ「早春の三景園」小林 八重子(小泉町)、「大輪の華」岡田宗生(福山市)、「海霧」山口隆之(西宮)、「やっさ・やっさ」村上泉(安芸郡)、「熱気」西本貢(明神)、「佳作Ⅱ」清流「中山一(久井町)」、「みなとオアシス三原」生田正幸(八幡町)、「子供デュアスロン大会スタート」谷岡 隆(呉市)、「鯉とのふれあい」福岡輝治(福山市)、「熱演」錦織 宏(福山市)特別賞・みはら新魅力発見賞Ⅱ「祇園祭」吉弘俊人(沼田東町)、「極上の車窓」橋本隆之(福山市)特別賞・花火賞Ⅱ「春宵の華」吉永 尚(岡山市)